

1 説明会について

Q1 ぶり奨学プログラムに登録したいのですが、説明会はいつ開催されますか。

A 月1回定期的に開催します。また、1月から3月までの登録申請が込み合う時期は、回数を増やして開催する予定です。詳しくは、ホームページをご覧ください。



氷見市ホームページ

Q2 ぶり奨学プログラムを活用したいのですが、説明会に子ども（進学者）も参加する必要があるとのこと。子どもは進学で遠方に行ってしまう、すぐには帰って来れないので帰ってくるタイミングで個別の説明会を開催してもらえませんか。

A そういったご要望もあり、毎月説明会を開催することにしました。申し訳ございませんが、個別の説明会の開催は行いませんので、月1回定期的に開催する説明会にご参加ください。

Q3 説明会を受講したいのですが、子どもと保護者の都合が合いません。

A 説明会には、それぞれの都合の良い日に別で受講していただいてもかまいません。ただし、両名とも受講されるまで登録の手続きは行えません。

2 ぶり奨学プログラムへの登録について

Q1 ぶり奨学プログラムに登録しなければならないのは誰でしょうか？

A 学生（進学者）本人と保護者のどちらも登録していただく必要があります。助成金は実際に返済した方に交付します。奨学金であれば、学生本人に、ぶり奨学ローンであれば、借り入れされた方（保護者）に交付します。

Q2 現役の大学生がプログラム登録前に借り入れている奨学金は対象になるのでしょうか？

A 登録前に借り入れた奨学金は対象となりません。ぶり奨学プログラムへ登録した日の月から卒業までの期間に借入れた分が対象となります。（修業年限内に卒業する場合）

Q3 6年制大学に進学する者ですが、その場合の助成額などは、どうなりますか。

A 6年制大学に進学する方は、大学の4年次までに借り入れた金額が助成対象額となります。ぶり奨学ローンを借りて進学する場合、利子助成についても4年次までが対象となりますので、5,6年次に支払う利子については、助成の対象とはなりません。

Q4 登録内容の変更申請を行うときはどんな時ですか。

A 登録証の内容が変更になる場合は、全て変更申請が必要です。

例えば、進学者の住所変更や、借入先の変更（日本学生支援機構の第二種奨学金から第一種奨学金への変更、ぶり奨学ローンを借りる金融機関の変更など）、借入額の変更、保護者の変更（ローンを借りる人が父親から母親に変更した場合、保護者が亡くなった場合等）が考えられます。詳しくは市担当課へお問い合わせください。

Q5 登録内容の変更申請はいつまでに行う必要がありますか。

A 変更があった場合は、遅滞なく申請してください。申請書の様式は、ホームページからも取得できます。

3 ぶり奨学ローンについて

Q1 ぶり奨学ローンとは何ですか。

A ぶり奨学プログラムに登録された方が利用できる金融機関の学資ローンです。通常の学資ローンより金利が優遇されているなどの特徴があります。利用できる金融機関は、市内の7機関です。（北陸銀行、北國銀行、富山第一銀行、富山銀行、氷見伏木信用金庫、氷見市農業協同組合、富山県信用漁業協同組合連合会）なお、借入れにあたっては、金融機関の審査があります。

Q2 ぶり奨学ローンの種類が豊富で、どれを選べばよいかわかりません。

A 各金融機関で商品が異なります。借り方も毎月の定期送金、半年に一度の送金、カードローンによる自由に引き出せる形など様々な特徴があります。説明会でお渡しする一覧表で検討いただき、詳しくは各金融機関の窓口でご相談ください。

市が利子助成や元利助成を行う際の計算基準は、月額4.5万円を奨学金のように毎月借り入れすることを想定しています。借り方によっては、市が助成する金額と差が生じる場合があります。

Q3 ぶり奨学ローンの利子を払うのは、誰ですか。

A ぶり奨学ローンの在学中に発生する利子及び返済時の利子は、ローンの契約者が支払うことになります。

4 助成申請（利子）について

Q1 利子助成について教えてください。

A ぶり奨学ローンを借入れて進学する方が対象です。在学中に発生する利子の返済額に対し、要件を満たした方へ市の基準で助成します。

要件は、①登録した学生が、氷見で開催される交流会に年1回参加すること②大学等に在学していること（退学した場合は対象外）③世帯全員に市税等の滞納がないことです。

Q2 申請者は誰ですか。

A ぶり奨学ローンを借入れるのは、保護者の方です。登録された保護者の方が申請してください。

Q3 助成金の申請を忘れていた場合、後で複数年度分の助成金をまとめて申請することはできますか。

A 過去の分もまとめての助成は行いませんので、申請は年度分ごとに行ってください。利子助成の対象の方には、毎年申請の案内を必ずお送りしておりますので、指定された期限までに、必ず申請を行ってください。

Q4 助成金を申請する際の添付書類で、返済を証する書類とありますが、必ず金融機関の証明書を添付しなければいけませんか。

A 利子を支払ったことがわかる通帳のコピーでも構いません。その際は、該当部分をわかりやすく不足のないようにご提出ください。（利子の返済以外の部分は黒塗りて提出）また、利子助成申請時の借入総額がわかるものを必ず添付してください。

5 交流会について

Q1 交流会はどのようなことを行うのですか。

A ぶり奨学プログラムに登録し、進学している在学学生を対象に開催します。各回で内容は異なりますが、富山県内での就職情報や就職イベント等の取得方法、ぶり奨学プログラムの制度の説明や、進学のため氷見を離れ、卒業後に氷見に戻ってきた先輩の体験談など、氷見へのUターンに繋がる内容となっています。

Q2 交流会は絶対参加しなくてはならないのですか。

A ぶり奨学ローンを借りて進学されている方は、年1回交流会に参加いただくことが、利子助成を申請する際の要件となっています。

Q3 部活などで交流会に参加できないのですが。

A 交流会は、学生の皆様が帰省する時期（夏休み（お盆）、12月末、春休み（3月））に合わせて実施しますので、ご参加ください。なお、ぶり奨学ローンを借りられている方で、交流会に参加できない場合は利子の助成を受けることができません。

6 就職起業支援事業について

Q1 就職起業支援事業は具体的にどんな事業ですか。

A 就職を控えた学生（大学だと3・4年生）へ就職フェア等のチラシをお送りしています。また、交流会で就職情報の提供なども行っています。関係機関と協力し実施する就職イベント等の案内についてもお送りしていきます。

7 助成申請（元利）について

Q1 卒業後、氷見市に戻ろうと思っておりますがどのような手続きが必要ですか。

A 卒業年度末を経過すると、対象の方へ指定の申請についてご案内しますので、届いた案内をご覧ください。また、奨学金やぶり奨学ローンについては、借入先と返済の手続きを進めてください。

Q2 卒業後すぐに、県内の企業に就職したのですが配属が県外でした。どうすればよいですか。

A 一度指定の手続きを行うと、氷見市からの転出後は、助成が受けられなくなります。また、今回のケースでは、住民票が氷見市にあっても、実態として氷見に居住していないとみなされますので、助成金は交付できません。配属先の勤務期間も不明ですので、氷見に戻ってきた時点で指定の手続きを行うことをお勧めします。元利助成については、卒業後10年以内に氷見に戻ってきた方が対象です。

Q3 氷見に戻ってきましたが、公務員になりました。対象となりますか。

A 公務員に就職した場合は元利助成金の対象外となるため、指定の手続きは行えません。ただし、卒業後10年以内に公務員を辞めて、別の職に就いた場合（市内に居住）は、元利助成の対象となりますので、指定の申請手続きを行ってください。

Q4 元利助成金を申請するためには、どうすればよいですか。

A 元利助成の申請には、まず指定の手続きを行う必要があります。

元利助成は年度ごとの申請により、その年度に返済した額に対し助成するものです。
年度末に該当する方に申請書類を郵送しますので、必要事項を記載のうえ、添付書類
を添えて必ず4月末までに市担当課に提出してください。また、助成額については制
度上10年目に調整を行いますので、氷見に戻って10年間住んだ場合は返済相当額を
助成します。ただし、助成には上限があります。

Q5 市から振り込まれた助成金額が少ない気がするのですが。

A ぶり奨学プログラムの登録期間をご確認ください。大学4年次からぶり奨学プロ
グラムに登録し、プログラムの適用期間が1年の方の助成限度額は54万円（月額4.
5万円×12カ月）となります。奨学金の借入先への借入総額が216万円（4年間×月
額4.5万円）としますと、当該年度の返済額は4分の1（54万円÷216万円）の金額
とし、助成額を算出します。

また、1年間の返済額をご確認ください。市の助成モデルは10年間で返済した場合
を想定し算出しています。償還期間が15年やそれ以上のものとなりますと、返済し
た額が助成モデル額より少ないため、助成額も少なくなってしまうます。

なお、償還期間が10年以上の方は、10年の返済額と助成限度額を比較し、繰上償
還することでより多くの助成を受けることができます場合があります。詳しくは市担当
課までお問い合わせください。